

## 平成16年改正後の残された課題に対する 各方面からの主な提案（例）

- 国民年金保険料の徴収時効（2年）の見直し
- 老齢基礎年金の受給資格期間（25年）の見直し
- 低所得者に対する加算等
- 国民年金保険料免除制度の見直し等
- 非正規雇用者に対する厚生年金適用の拡大等
- 成人年齢の見直しと国民年金制度の適用年齢
- 高齢者雇用と統合的な仕組み（在職老齢年金等）

## 国民年金保険料における徴収時効について

- 現行の国民年金制度では、保険料を徴収する権利について、国民年金法第102条第4項により2年で時効消滅することとされている。(短期消滅時効)

### ◎国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)一抄一 (時効)

第百二条 1～3…(略)…

4 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び死亡一時金を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

5～6…(略)…

### ◎会計法(昭和二十二年法律第三十五号)一抄一

第三十一条

金銭の給付を目的とする国の権利の時効による消滅については、別段の規定がないときは、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

2…(略)…

- この結果として、国民年金の被保険者は、2年を超えた場合に短期消滅時効により、国民年金保険料を納付しようとしても行うことができない。
- こうした取扱いについては、他の社会保険制度の保険料と同様、短期間で債権債務関係を確定し、法的関係の早期安定を図る必要があることによるものである。(他の社会保険制度の保険料については、別添を参照。)

## 他の制度における時効の取扱い

下記の社会保険制度における保険料の徴収時効は、2年となっている。

- ・ 厚生年金保険の保険料
- ・ 健康保険の保険料
- ・ 国民健康保険の保険料
- ・ 介護保険の保険料
- ・ 労働保険の保険料

(参照条文)

### ○ 厚生年金保険法 (時効)

第九十二条 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したとき、保険給付を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によって、消滅する。

2・3 (略)

### ○ 健康保険法 (時効)

#### 第九十三条

保険料等を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

2 (略)

### ○ 国民健康保険法 (時効)

第一百条 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 (略)

### ○ 介護保険法 (時効)

第二百条 保険料、納付金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

2 (略)

### ○ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (時効)

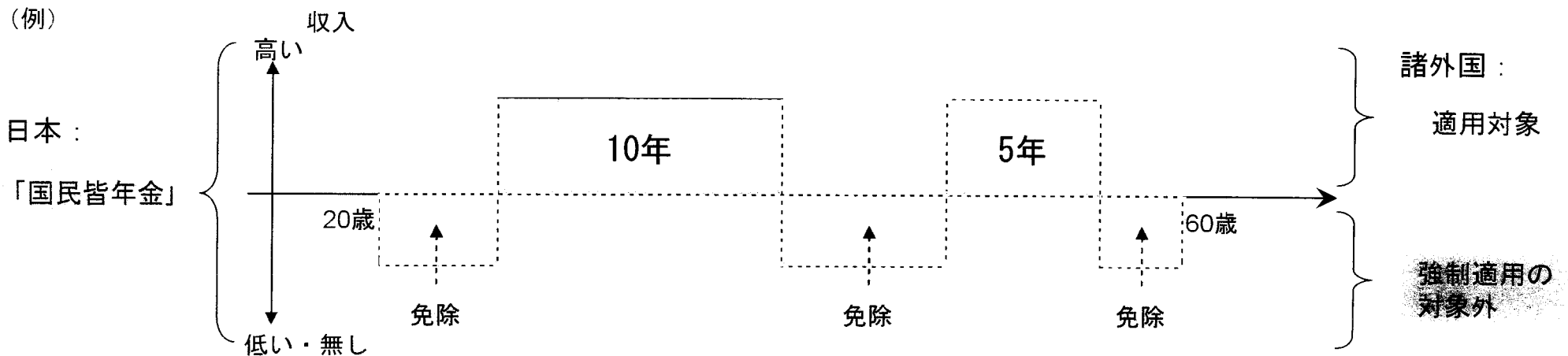
第四十一条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

2 (略)

# 老齡基礎年金の受給資格期間について

## 諸外国との比較

- 諸外国では、公的年金の受給資格期間が日本の25年に比べて短い状況にあるが、これは、
  - ・ 日本と異なり、収入の無い者も含めた「国民皆年金」が実施されている訳ではなく、一定収入以上ある者を対象とした制度であることから、収入の無い無業者などは公的年金制度の強制適用対象とはされていない国が多く、
  - ・ このため、人生のうちで就業者であるなど一定以上の収入のある時期のみしか加入期間としてカウントされないため、比較的短い期間でも年金権を与えないと、掛け捨てや無年金者という問題が生ずる、といった要因もあるのではないかと考えられる。
- 他方、我が国では、低収入や無収入の者でも制度の対象とする「国民皆年金」を実現するとともに、
  - ・ こうした者については免除制度を設けること等により、25年という受給資格期間であっても、これを満たすことを可能とし、
  - ・ 一定収入を超えた期間（例：被用者年金期間や国民年金の保険料納付済期間）は1月分からでも年金額に反映されるという制度体系をとっている。



## 諸外国における年金の受給資格期間等について

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
受給資格期間	25年	(*) 40加入四半期 (10年相当)	男性11年 (**) 女性9.75年	5年	なし	なし (注参照)
強制適用 対象者	無業者も含む国民皆年金	被用者 及び年収400ドル (47,200円)以上の 自営業者	週87ポンド(約2万円)以上の所得がある被用者 及び年4,524ポンド (約102.7万円)以上の所得のある自営業者	民間被用者 及び芸術家等一部の自営業者	被用者 及び自営業者	被用者 及び自営業者 (17,047クローネ(約28.1万円)以上の所得)
無業者の 取扱い	強制適用対象	強制適用の対象外	同左	同左	同左	同左

(注) 保証年金については最低3年のスウェーデンでの居住が必要であり、満額受給は40年の居住が必要。

(\*) 1,000ドル(2007年)の収入につき1加入四半期が付与される(最高で年間4加入四半期まで)。

(\*\*) 男女ともに、満額受給要件(男性:44年、女性:39年)の4分の1の期間にわたって加入していることが必要。

## 日本で受給資格期間を25年以上とした理由

- 基礎年金導入時に国民年金の受給資格要件である25年に揃えた。
  - ※ 同時に、1階（国民年金）の受給要件を満たせば、2階（厚生年金等）は1月からでも支給される制度に再編した。
- 国民年金が制度発足時に受給資格期間を25年としたのは、
  - ① 厚生年金等が受給資格期間を20年としているのに対して、40年加入を原則とする国民年金において、受給資格期間を25年としても特別に長いとは判断されなかったこと、
  - ② 低所得者には免除制度が設けられていて、25年と定めても低所得者に特に不利になるとは考えられなかったこと、
  - ③ 当時の所得水準をみたときに、年金という名に値する額の支給を確保するには、25年の拠出期間を必要としていたこと、からである。

## 保険料を納めた者と免除者とのバランス

- 受給資格期間の短縮を検討する場合には、受給資格期間分の保険料を納めた者と、40年間全て免除を受けた者との年金額のバランスにも配慮する必要があるのではないか。

（平成19年度基礎年金月額）

- ・ 40年納付した場合 66,008円
- ・ 25年納付した場合 41,258円
- ・ 20年納付した場合 33,008円
- ・ 10年納付した場合 16,500円

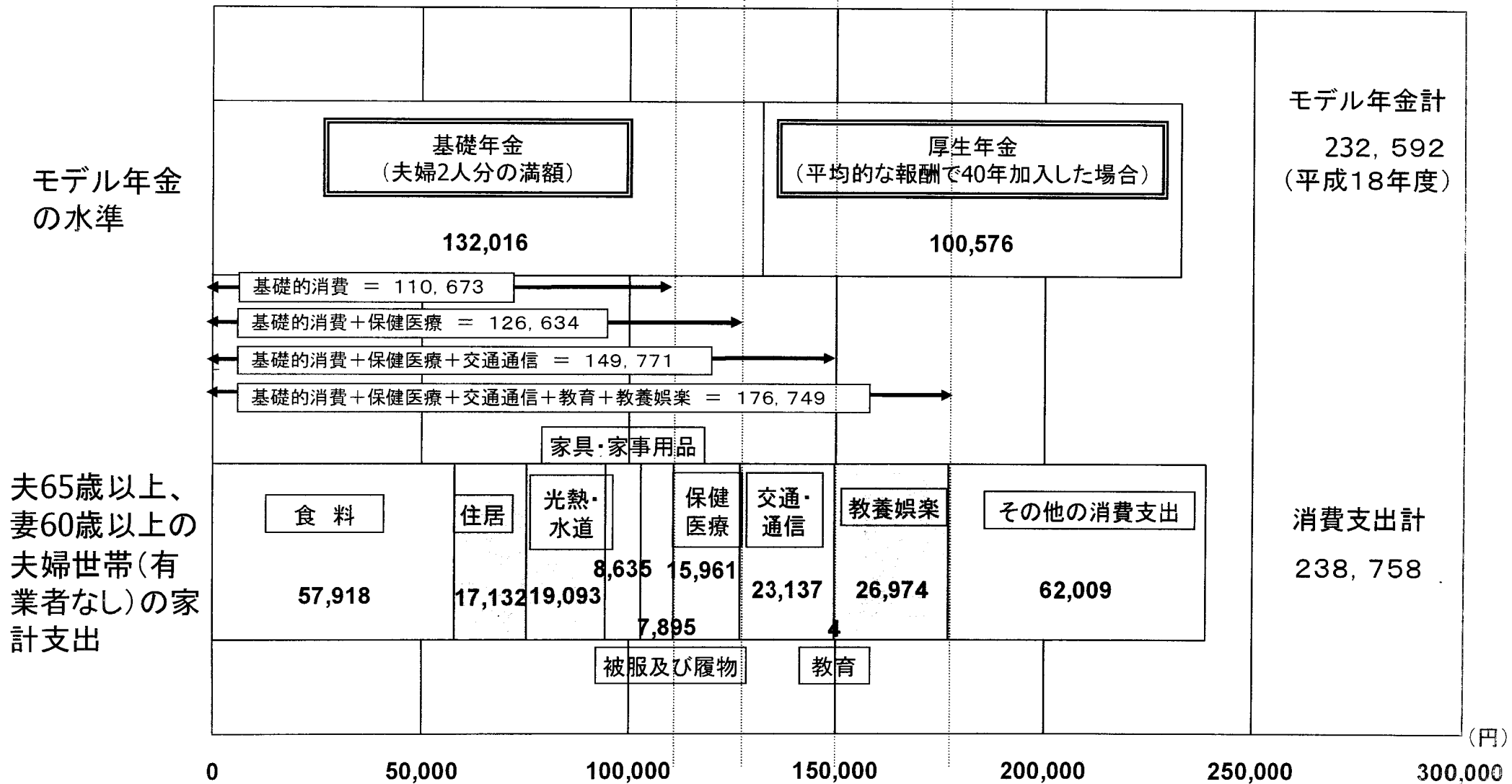
・ 40年間免除の場合 33,008円

（国庫負担1／2として算定した場合）

# 高齢者世帯の生計費と基礎年金の給付水準

○ 夫婦の基礎年金の水準を高齢者夫婦世帯(有業者なし)の家計と比較すると、衣食住をはじめとする老後生活の基礎的な部分をカバーする水準。

9



(資料)平成18年家計調査年報(総務省統計局)

## 基礎年金月額と生活扶助基準額

- 基礎年金額を、単身の生活扶助基準と比べると、級地によっては生活扶助基準が高いが、夫婦の生活扶助基準と比べると同等程度の額である。
- 生活保護と公的年金の役割が異なることから、生活保護の基準と公的年金の給付額は単純に比較できるものではないことに留意

◇ 基礎年金月額 66,008円 (夫婦合計：132,016円) (平成20年度月額)

◇ 生活扶助基準額 (平成20年度月額、単位：円)

世帯	構成	生活扶助基準額 (3級地-2 ~ 1級地-1)	<参考> 2級地-1 [県庁所在地等]
単身	65歳	62,640 ~ 80,820	73,540
夫	夫65歳、妻65歳の 場合の1人平均	47,250 ~ 60,970	55,480
婦	夫婦合計額	94,500 ~ 121,940	110,960

(注)家賃、地代を支払っている場合は、これに住宅扶助が加算される。



## 申請免除等の概要

○ 申請免除制度とは、保険料を納付することが経済的に困難な被保険者の年金権確保のために、被保険者からの申請に基づいて、社会保険庁長官が承認したときに、保険料の納付義務を免除する仕組みである。

### ○ 申請免除の種類

#### ① 申請免除(学生以外)

☆本人、世帯主、配偶者の所得に応じて免除を行う。  
 ☆年齢制限なし。  
 ☆高齢年金給付の際に国庫負担分の年金が受けられる。

☆A欄の金額以下 → 全額免除  
 ☆B欄の金額以下 → 4分の3免除  
 ☆C欄の金額以下 → 半額免除  
 ☆D欄の金額以下 → 4分の1免除

#### ② 学生納付特例制度

☆本人の所得のみに応じ納付を猶予する。

☆高齢年金給付への反映なし。  
 ☆C欄の金額以下の者

#### ③ 若年者納付猶予

☆本人・配偶者の所得に応じ納付を猶予する。  
 ☆30歳未満限定。

☆A欄の金額以下の者

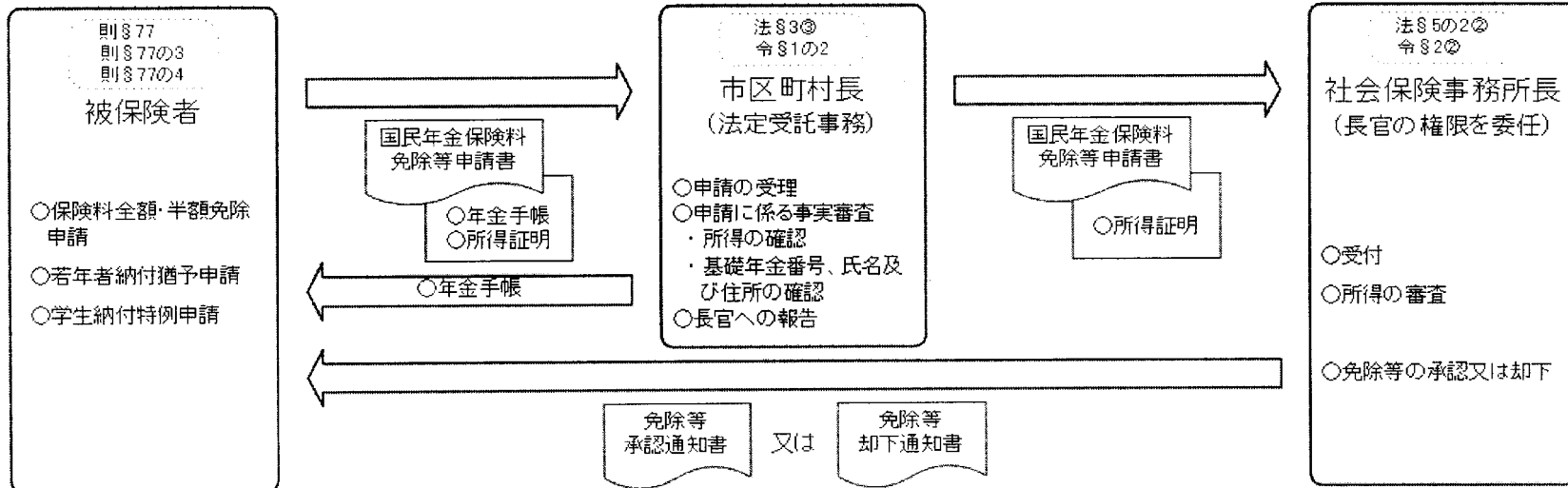
☆平成17年4月から10年間の時限措置  
 ☆高齢年金給付への反映なし。

平成18年度の所得基準

世帯構成	全額免除 若年者猶予	3/4免除	半額免除 学生特例	1/4免除
4人世帯(夫婦+子2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯(夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

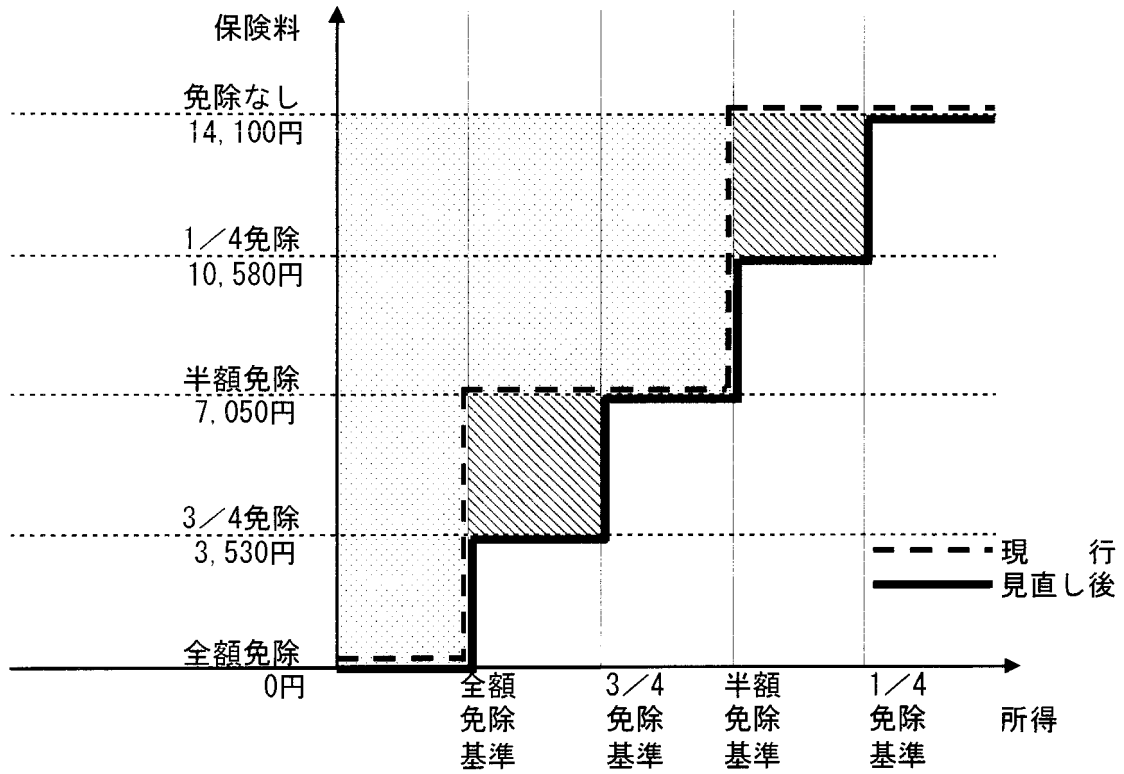
※ B欄からD欄の金額は基準額の目安であり、控除額により変動する。

### 申請免除等の流れ



# 国民年金保険料の多段階免除制度(平成18年7月施行)

## 段階保険料



### 《国民年金の申請免除制度を巡る論点》

○保険料の段階的引上げ



○今後、免除段階間の負担の格差が拡大  
(全額免除 ⇄ 半額免除 ⇄ 免除なし)



### 《多段階免除制度の導入》

○保険料の段階的引上げに対応し、負担能力に応じたきめ細やかな免除制度の導入  
○免除対象者層の負担感の急激な変化を緩和し、免除制度を活用しつづけるだけ納付しやすい仕組みとする

(注) 保険料額は平成19年度の額

## 年金額

保険料	将来の年金額
免除なし	国庫負担分 ← 保険料分 → 満額
1/4免除	7/8
半額免除	3/4
3/4免除	5/8
全額免除	1/2

(注) 国庫負担率 1/2、追納がなかった場合。

# パート労働者に対する厚生年金適用の拡大(法案のポイント)

平成19年4月13日、第166回通常国会に提出された「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」で措置しており、本法案は継続審議の扱いとされている。

## 1. 新たな適用基準

※具体的な数値「20時間」「98,000円」「1年」「300人」については法律で明記

①労働時間：「週所定労働時間が20時間以上」であること

かつ

②賃金水準：「賃金が月額98,000円以上」であること

かつ

③勤務期間：「勤務期間が1年以上」であること

かつ

④学生の取扱い：学生は適用対象外とする

かつ

⑤ 中小零細事業所への配慮：「従業員が300人以下」の中小零細事業主には新たな基準の適用を猶予

→この基準により新たに適用対象となる人数は約10~20万人程度

※ 現在、「4分の3以上」の基準により既に厚生年金の適用対象とされているパート労働者については、引き続き現行の基準による。

※ 雇用保険の例に同じ

※ 現行の厚生年金の保険料負担の基準(標準報酬等級)の下限の額  
※ 賞与、通勤手当、残業手当等を含まない毎月の賃金支給額で判断

※ 雇用保険の例に同じ

※ 大学、短大、高校、高専、専修学校、各種学校(1年以上課程)等の学生

※ 現在厚生年金の適用対象とされている従業員の人数で算定

※ 猶予期間は「別に法律で定める日」まで

## 2. 健康保険・介護保険

○ 被用者に対する社会保険制度として一体的な運営を行っていることから、厚生年金で新たに適用対象となる者については、健康保険・介護保険も適用する。

## 3. 施行時期

○ 制度の周知や企業の対応、行政実務(日本年金機構)の対応など十分な準備期間を設ける観点から、平成23年9月1日から施行する。(※日本年金機構:平成22年1月発足予定)

## 国民年金保険料徴収の円滑化のための取組み

< 社会保障審議会年金部会パート労働者の厚生年金に関するワーキンググループ報告書（抜粋） >

### 6. その他の課題

#### (3) 国民年金保険料徴収の円滑化のための取組み

- パート労働者に対する厚生年金の適用が拡大されても、労働時間が相対的に短いパート労働者などは、なお一定程度国民年金に残ることになる。
- 国民年金第1号被保険者のうち、「臨時・パート労働者」は特に保険料の納付率が低いとの問題がある。自営業者等と異なり老後の稼得手手段を持たないこうしたパート労働者に厚生年金が適用されなければ、国民年金の給付が確実に保障される必要性はよりいっそう高まると言える。
- これら被用者である第1号被保険者の老後の所得保障については、事業主も一定の責任を負っていると考えられることから、第1号被保険者であるパート労働者が国民年金保険料を確実に納付できるよう、パート労働者に対し国民年金保険料の納付勧奨等に関する手続の周知や関係書類の配布を行うことや、事業所における納付の説明会の開催に協力することなど、所要の協力を事業主に求めるとともに、さらに、給与所得に対する所得税の源泉徴収の仕組みなどを参考にして保険料徴収についてもより強い協力を得られないか検討すべきである。